

○ 千葉県警察嘱託歯科医に関する要綱

昭和61年10月1日

本部訓令第14号

千葉県警察協力歯科医に関する要綱を次のように定める。

千葉県警察嘱託歯科医に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模事件・事故、大規模災害等に際しての死体の個人識別等の捜査及び調査並びに被留置者の歯科診療について、歯科医師の協力を得るため、千葉県警察における警察嘱託歯科医（以下「嘱託歯科医」という。）の嘱託及びその運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 嘱託歯科医とは、次条に掲げる業務に関し、警察に対する協力を得るため、本部長が嘱託した歯科医師をいう。

(業務)

第3条 嘱託歯科医に対し、次の各号に掲げる業務を要請することができるものとする。

- (1) 航空機墜落、爆発、火災等の大規模事件・事故、大規模災害等における死体について、歯科法医学を活用した個人識別に関すること。
- (2) 警察が取り扱う死体に関する捜査協力又は調査協力に関すること。
- (3) 被留置者の歯科診療に関すること。

2 前項の業務に関する要請については、署長が行うものとする。この場合において、署長は事前又は事後に必要な事項を本部長に報告しなければならない。

(嘱託)

第4条 嘱託歯科医は、県歯科医師会会長と郡市歯科医師会会長の協議により推薦された歯科医師で、次条に掲げる上申基準に該当する者の中から、警察嘱託歯科医上申書（別記様式第1号）による署長の上申に基づき本部長が嘱託するものとする。

2 署長は、前項の上申に際しては、必要により郡市歯科医師会会長の意見を聞くことができるものとする。

(上申基準)

第5条 嘱託歯科医の上申基準は、次のとおりとする。

- (1) 管内で歯科診療所等を開業又は管内の歯科診療所等に勤務する者。ただし、管内の歯科診療所等に適任と認められる者がいない場合は、この限りでない。
- (2) 警察活動に対する理解が深く、その積極的な協力が期待できる者

(定数)

第6条 嘱託歯科医の定数は別表1のとおりとする。

(嘱託書等の交付)

第7条 第4条の嘱託は、嘱託書（別記様式第2号）を交付して行うものとし、併せて身分証明書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(嘱託期間)

第8条 嘱託歯科医の嘱託期間は、2年間とする。ただし、再嘱託することができるものとする。

2 期間満了前に解嘱した場合、後任者の嘱託期間は前任者の残期間とする。

(解嘱)

第9条 署長は、嘱託歯科医が辞意を表明したとき、又は死亡、病気、その他相当な事由があると認めるときは、警察嘱託歯科医解嘱上申書（別記様式第4号）により本部長にその解嘱を上申しなければならない。この場合、署長は郡市歯科医師会会長と協議するものとする。

2 本部長は、前項の上申に基づき解嘱が相当と判断したときは、これを解嘱するものとする。

3 本部長は、嘱託歯科医を解嘱する場合は、警察嘱託歯科医解嘱通知書（別記様式第5号）を本人に交付するものとする。ただし、死亡その他やむを得ない理由により交付できない場合はこの限りでない。

(身分証明書の返納)

第10条 署長は、嘱託歯科医の嘱託期間が満了したとき、又は解嘱があったときは、当該嘱託歯科医に身分証明書を返納させ速やかに本部長に報告しなければならない。ただし、死亡その他やむを得ない理由による解嘱の場合は、身分証明書の返納は要しない。

(謝金等)

第11条 嘱託歯科医の謝金等は、別に定める基準により本部長が交付するものとする。

(事務処理)

第12条 嘱託歯科医の嘱託及び解嘱並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に関する事務にあつては刑事部捜査第一課において行い、同条同項第3号に掲げる業務に関する事務にあつては総務部留置管理課において行うものとする。

2 刑事部捜査第一課に警察嘱託歯科医名簿(別記様式第6号)を備え、嘱託の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月9日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和62年3月9日から施行する。

附 則(昭和63年8月15日本部訓令第8号)

1 この訓令は、昭和63年11月1日から施行する。

2 昭和63年11月1日付けで委嘱した協力歯科医については、委嘱期間を2年5か月間とする。

附 則(平成3年6月15日本部訓令第10号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月15日本部訓令第4号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成5年3月17日から施行する。

附 則(平成6年3月30日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成7年3月7日本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成10年3月26日本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月1日本部訓令第7号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月5日本部訓令第27号)

この訓令は、平成17年12月5日から施行する。ただし、(中略)第7条の別表第1(「八日市場」を「匝瑳」に改める規定部分に限る。)の改正規定(中略)は、平成18年1月23日から施行する。

附 則(平成18年3月20日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる事項については、次のとおりとする。

(1) (前略)第12条の別表第1( 

館山	2
千倉	1

 を 

館山	3
----	---

 に改める規定部分に限る。)の改

正規定 平成18年3月20日

(2) (略)

附 則(平成21年4月14日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月25日本部訓令第7号)

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年1月15日本部訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に嘱託した歯科医師については、当該嘱託の期間が満了するまでの間、本訓令による嘱託歯科医とみなす。

別表 1 (第 6 条)

## 警察嘱託歯科医定数

署別	区分	定数
千葉中央		3
千葉東		2
千葉西		2
千葉南		2
千葉北		2
習志野		2
八千代		2
船橋		3
船橋東		2
鎌ヶ谷		2
市川		3
行徳		2
浦安		2
松戸		3
松戸東		2
野田		2
柏		3
流山		2
我孫子		2
佐倉		3
四街道		2
成田		3
空港		2
印西		2
香取		3
銚子		2
旭		2
匝瑳		2
山武		2
東金		3
茂原		2
いすみ		2
勝浦		2
市原		3
木更津		3
君津		2
富津		2
館山		2
鴨川		2
計		89

以下別記様式省略